

令和8年3月15日執行
むかわ町長選挙及びむかわ町議会議員選挙

選挙公営（公費負担）の手引き
（選挙運動用自動車、ビラ及びポスター）

むかわ町選挙管理委員会

目 次

1	公職選挙法改正の概要	2
2	選挙公営（公費負担）制度とは	2
3	選挙公営（公費負担）の種類	2
4	対象となる候補者	2
5	選挙公営（公費負担）の限度額等	3
	(1) 選挙運動用自動車の使用費用	3
	(2) 選挙運動用ビラの作成費用	3
	(3) 選挙運動用ポスターの作成費用	4
6	諸手続き	4
	(1) 契約締結と契約届出	4
	(2) 確認申請	4
	(3) 使用（作成）証明書の交付	5
	(4) 費用の請求	5
7	選挙公営（公費負担）手続きのイメージ	7
	(1) 選挙運動用自動車の使用費用	8
	① 一般運送契約（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合）〔ハイヤー、タクシー等〕	8
	② ①以外の契約〔レンタカー等〕	10
	②-1 自動車借入契約	10
	②-2 燃料供給の契約	12
	②-3 運転手雇用の契約	14
	(2) 選挙運動用ビラの作成費用	16
	(3) 選挙運動用ポスターの作成費用	18

1 公職選挙法改正の概要

令和2年6月に公布された、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）により、町村議会議員選挙及び町村長選挙の選挙公営の拡大、町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁及び町村議会議員選挙における供託金制度の導入が図られました。

この改正を受け、むかわ町でも関係条例等の整備を行い、むかわ町長選挙及びむかわ町議会議員選挙における選挙公営（公費負担）の対象が拡大されております。

2 選挙公営（公費負担）制度とは

この制度は、むかわ町長選挙及びむかわ町議会議員選挙において、候補者と契約業者等との間で締結された「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、むかわ町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和2年むかわ町条例第25号。以下「条例」という。）に規定されているそれぞれの限度額の範囲内で、供託金が没収されない候補者に限り、むかわ町が各契約業者等に費用をお支払いするものです。

3 選挙公営（公費負担）の種類

選挙公営（公費負担）制度については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）及び条例により上限額等の基準が定められています。

選挙公営（公費負担）の対象となる費用については以下の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用費用
- (2) 選挙運動用ビラの作成費用
- (3) 選挙運動用ポスターの作成費用

4 対象となる候補者

選挙公営（公費負担）制度においては、むかわ町が費用負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

供託物没収点

- (1) むかわ町長選挙における供託物没収点 $\text{有効投票数} \times 1 / 10$
- (2) むかわ町議会議員選挙における供託物没収点 $\text{有効投票数} \div \text{議員定数} \times 1 / 10$

参 考

直近の投票選挙（平成26年4月13日執行むかわ町議会議員選挙）の有効投票数を参考に供託物没収点を算出すると次のとおりとなります。

選挙区分	定数	有効投票数	供託物没収点
むかわ町長選挙	1名	(無投票のため町議会議員選挙の投票数を使用) 5,939票	593.90票未満
むかわ町議会議員選挙	11名	5,939票	53.99票未満

5 選挙公営（公費負担）の限度額等

(1) 選挙運動用自動車の使用費用

選挙公営（公費負担）の対象		選挙公営（公費負担）の限度額	
		上限単価等	限度額
(1) 一般運送契約（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合）〔ハイヤー、タクシー等〕	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（同一の日において1台に限る）	各日について 64,500円	322,500円 (64,500円×5日)
(2) (1)以外の契約	① 自動車借入契約〔レンタカー等〕	各日について 16,100円	80,500円 (16,100円×5日)
	② 燃料供給の契約	7,700円×選挙運動の日数	38,500円 (7,700円×5日)
	③ 運転手雇用の契約	各日について 12,500円	62,500円 (12,500円×5日)

注1 (1) 一般運送契約と(2) (1)以外の契約は、いずれかの選択となります。

注2 (2) (1)以外の契約の場合は、①自動車借入契約、②燃料供給の契約、③運転手雇用の契約のそれぞれにおいて契約締結が必要となります。

注3 上限単価等について最大で告示日から選挙期日の前日までの5日間分を公費で負担します。

注4 選挙運動用自動車の使用費用は、選挙が無投票であった場合は、届出日（告示日）1日のみが選挙公営（公費負担）の対象となります。

(2) 選挙運動用ビラの作成費用

選挙区分	上限枚数	上限単価（1枚あたり）	限度額
むかわ町長選挙	5,000枚	8円38銭	41,900円 (8円38銭×5,000枚)
むかわ町議会議員選挙	1,600枚	8円38銭	13,408円 (8円38銭×1,600枚)

注1 両面印刷の場合も1枚となります。

注2 選挙運動用ビラの頒布方法は、公職選挙法の規定により限定されています。（選挙管理委員会が交付したビラ証紙を貼り付けし、新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場又は街頭演説会の場所でのみ頒布できます。）

注3 選挙運動用ビラの規格等：長さ29.7cm 幅21.0cm（A4版）2種類以内

(3) 選挙運動用ポスターの作成費用

上限枚数	上限単価（1枚あたり）	限度額
ポスター掲示場の数	$(586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250 \text{ 円}) \div \text{ポスター掲示場の数}$ ※1円未満の端数がある場合は切り上げ	1枚あたりの上限単価×ポスター掲示場の数

注1 ポスター掲示場の数は、選挙の都度、選挙管理委員会にて決定します。

令和8年3月15日執行のむかわ町長選挙及びむかわ町議会議員選挙では、これまでの各種選挙と同様に77箇所となる予定です。

参 考

ポスター掲示場の数を77箇所とした場合の上限単価及び限度額

上限単価（1枚あたり） 4,695円

限度額 361,515円（4,695円×77箇所）

注2 選挙運動用ポスターは、選挙管理委員会が設置したポスター掲示場にのみ掲示できます。（ただし、表示板を掲示した選挙運動用自動車に貼付するものを除く。）

6 諸手続き

(1) 契約締結と契約届出

選挙公営（公費負担）の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

① 届出先 むかわ町選挙管理委員会

② 届出期日

ア 契約締結が立候補届出の前である場合 立候補届出の時

イ 契約締結が立候補届出の後である場合 契約締結後直ちに

③ 添付書類 各業者等との契約書の写し

④ 留意事項

ア 選挙運動用自動車の使用において、一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合については、①自動車借入契約、②燃料供給の契約、③運転手雇用の契約のそれぞれ個別の契約書の写しの添付が必要です。

イ 各契約の相手方が候補者と生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限られます。

(2) 確認申請

選挙公営（公費負担）の適用を受けようとする費用のうち、次の3つの費用については、契約の届出のほか、選挙管理委員会への確認申請が必要となります。

① 確認申請が必要となる費用

ア 選挙運動用自動車の燃料代 限度額の範囲内であることの確認

イ 選挙運動用ビラの作成費用 作成上限枚数の確認

ウ 選挙運動用ポスターの作成費用 作成上限枚数の確認

② 確認申請の方法

ア 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。

イ 確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを候補者において保管してください。

ウ 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

③ 確認申請書の提出先 むかわ町選挙管理委員会

④ 確認書の交付

ア 申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。

イ 交付を受けた確認書は直ちに各契約業者等に提出してください。

ウ 確認書は、各契約業者等がむかわ町に代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(3) 使用（作成）証明書の交付

選挙公営（公費負担）に係る契約届出をした候補者は、有償契約を締結した契約の相手ごとに使用（作成）証明書を作成し、契約業者等に1部を交付しなければなりません。

なお、この使用（作成）証明書は、契約業者等がむかわ町に代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求

選挙公営（公費負担）に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、むかわ町が契約業者等に直接お支払いします。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、選挙公営（公費負担）の請求はできません。

① 請求する際に必要な提出書類

区分		必要書類
1 選挙運動用自動車の使用費用	(1) 一般運送契約（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合） 〔ハイヤー、タクシー等〕	ア 請求書 イ 請求内訳書 ウ 選挙運動用自動車使用証明書
	① 自動車借入契約〔レンタカー等〕	ア 請求書 イ 請求内訳書 ウ 選挙運動用自動車使用証明書
	(2) (1) 以外の契約 ② 燃料供給の契約	ア 請求書 ※給油伝票添付（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの） イ 請求内訳書 ウ 選挙運動用自動車使用証明書 エ 選挙運動用自動車燃料代確認書
	③ 運転手雇用の契約	ア 請求書 イ 請求内訳書 ウ 選挙運動用自動車使用証明書
2 選挙運動用ビラの作成費用	ア 請求書 イ 請求内訳書 ウ 選挙運動用ビラ作成証明書 エ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書	
3 選挙運動用ポスターの作成費用	ア 請求書 イ 請求内訳書 ウ 選挙運動用ポスター作成証明書 エ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書	

② 請求書の提出の際の注意事項

ア むかわ町からの支払方法は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。

イ 請求書に誤りがある場合は再度提出していただく必要がありますのでご注意ください。

③ 請求書の提出先

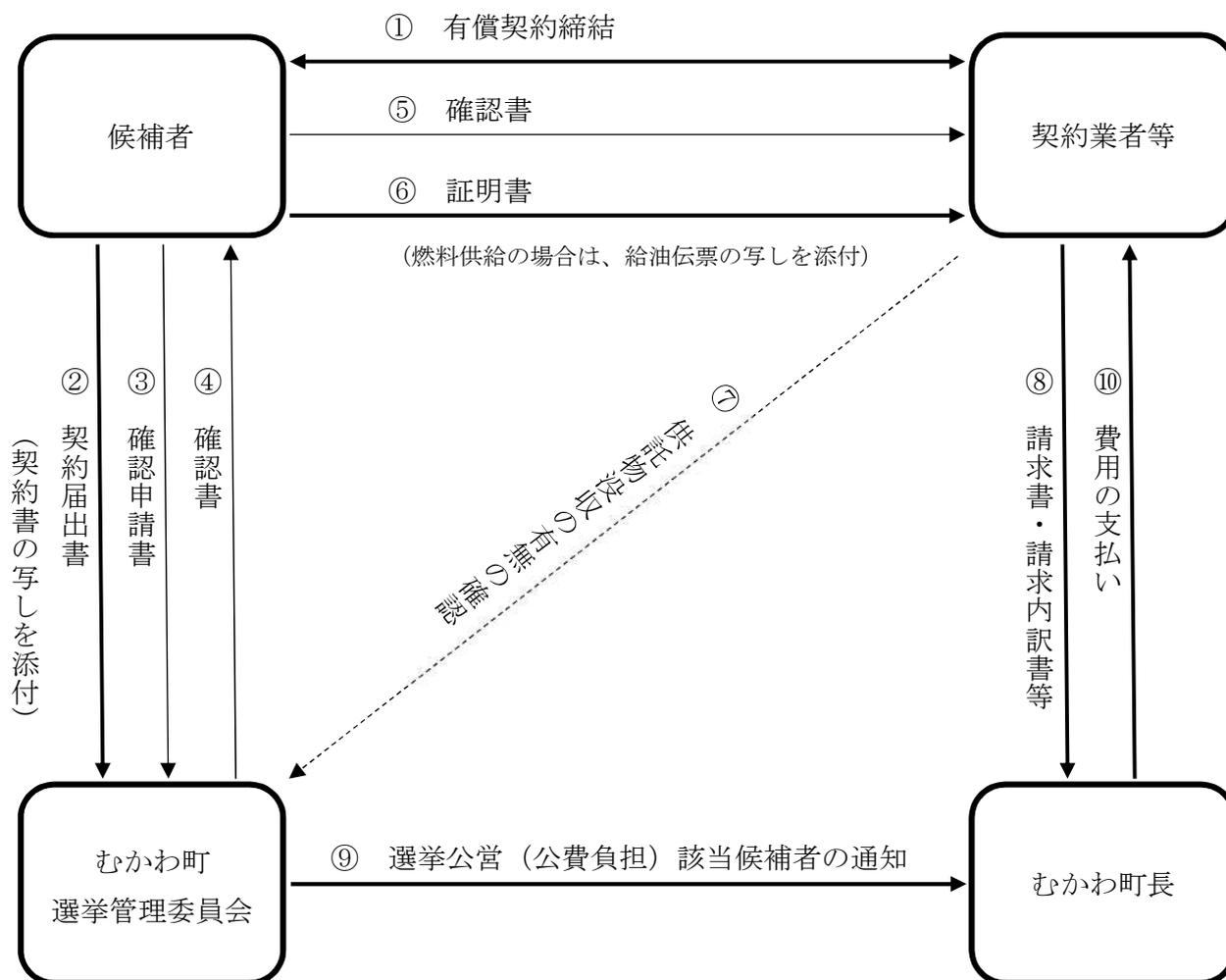
〒054-8660

勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地

むかわ町選挙管理委員会事務局 宛

電話 (0145) - 42 - 2411

7 選挙公営（公費負担）手続きのイメージ



注1 ③確認申請書、④確認書及び⑤確認書については、選挙運動用自動車の燃料代、選挙運動用ビラの作成費用及び選挙運動用ポスターの作成費用についてのみ必要となる手続きです。

(1) 選挙運動用自動車の使用費用

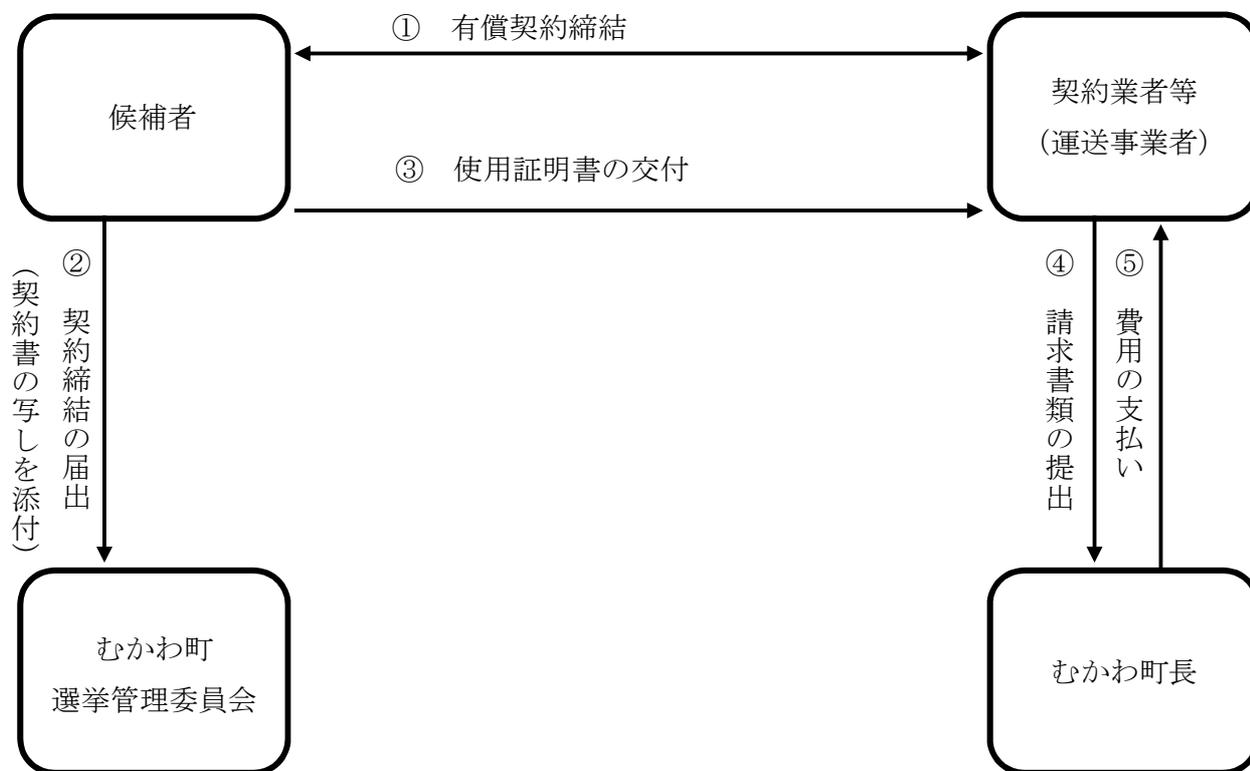
① 一般運送契約（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合）〔ハイヤー、タクシー等〕

ア 選挙管理委員会へ提出が必要な書類等

提出時期	様式名	チェック欄
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【別記様式第1号】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【別記様式第10号（その1）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【別記様式第13号（その1）】	
	請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・自動車） 【別記様式第13号（その2）】	

選挙運動用自動車の使用費用

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約) [ハイヤー、タクシー等]



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 〈候補者と契約業者等〉	選挙運動用自動車運送契約書	
②	①の契約締結の届出 〈候補者→町選管〉	選挙運動用自動車使用契約届出書 【別記様式第1号】	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 〈候補者→契約業者等〉	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【別記様式第10号(その1)】	
④	請求書類の提出 〈契約業者等→町長〉	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【別記様式第13号(その1)】 請求内訳書 【別記様式第13号(その2)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払い 〈町長→契約業者等〉		

注1 供託物が没収される候補者の費用については、契約業者等はむかわ町長に請求することができません。(当該費用は候補者に請求を行ってください。)

注2 むかわ町長に対する④請求書類の提出は、むかわ町選挙管理委員会で受付します。

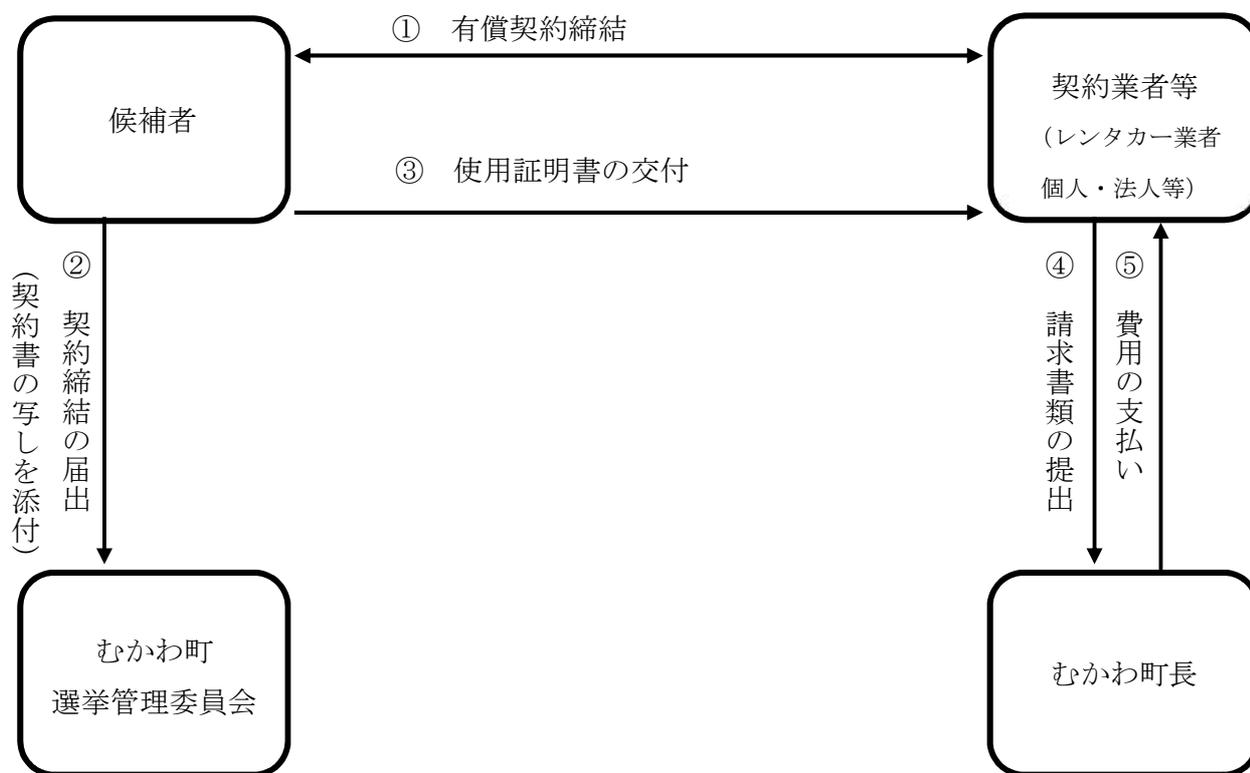
② ①以外の契約〔レンタカー等〕

②-1 自動車借入契約

ア 選挙管理委員会へ提出が必要な書類等

提出 時期	様式名	チェック欄
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【別記様式第1号】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【別記様式第10号（その1）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【別記様式第13号（その1）】	
	請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・自動車） 【別記様式第13号（その2）】	

選挙運動用自動車の使用費用（自動車借入契約）〔レンタカー等〕



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 〈候補者と契約業者等〉	選挙運動用自動車賃貸借契約書	
②	①の契約締結の届出 〈候補者→町選管〉	選挙運動用自動車使用契約届出書 【別記様式第1号】	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 〈候補者→契約業者等〉	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【別記様式第10号（その1）】	
④	請求書類の提出 〈契約業者等→町長〉	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【別記様式第13号（その1）】 請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・ 自動車）【別記様式第13号（その2）】	③の使用証明書
⑤	経費の支払い 〈町長→契約業者等〉		

注1 供託物が没収される候補者の費用については、契約業者等はむかわ町長に請求することができません。（当該費用は候補者に請求を行ってください。）

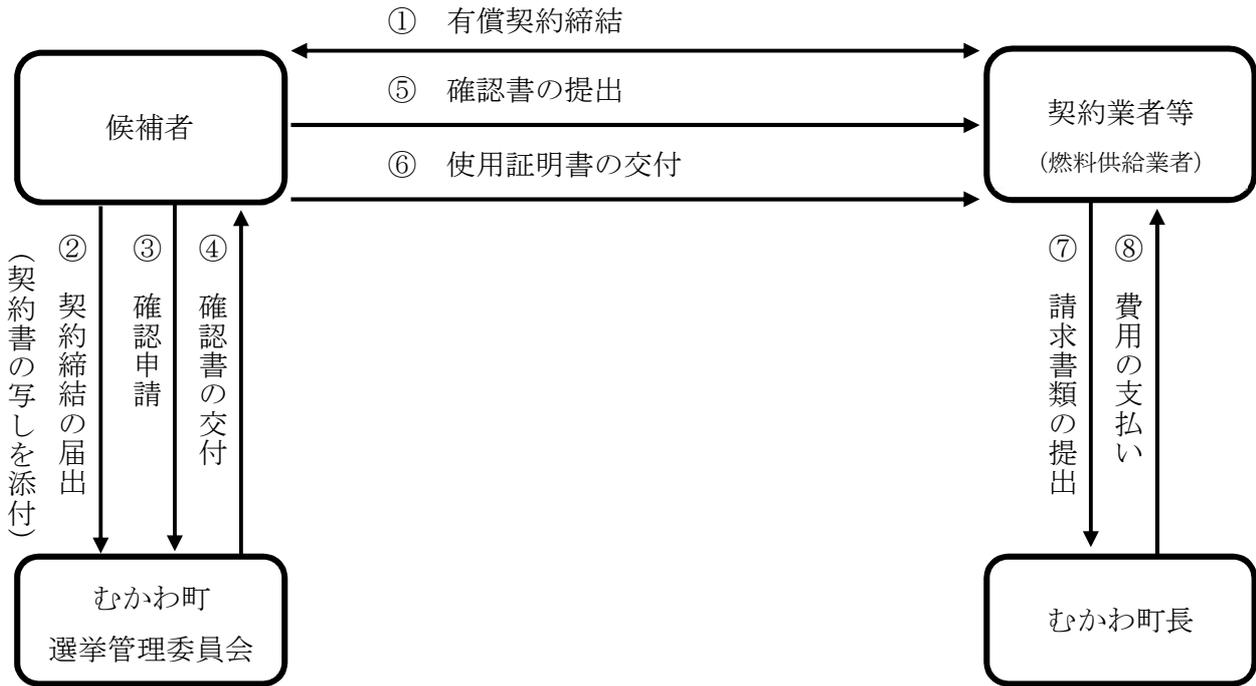
注2 むかわ町長に対する④請求書類の提出は、むかわ町選挙管理委員会で受付します。

②-2 燃料供給の契約

ア 選挙管理委員会へ提出が必要な書類等

提出 時期	様式名	チェック欄
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【別記様式第1号】	
請 求 の 前	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【別記様式第4号】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車燃料代確認書 【別記様式第7号】	
	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【別記様式第10号(その2)】	
	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【別記様式第13号(その1)】	
	請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・燃料代) 【別記様式第13号(その3)】	
	給油伝票の写し	

選挙運動用自動車の使用費用（燃料供給の契約）



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 〈候補者と契約業者等〉	選挙運動用自動車燃料供給契約書	
②	①の契約締結の届出 〈候補者→町選管〉	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【別記様式第1号】	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 〈候補者→町選管〉	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【別記様式第4号】	
④	確認書の交付 〈町選管→候補者〉	選挙運動用自動車燃料代確認書 【別記様式第7号】	
⑤	確認書の提出 〈候補者→契約業者等〉	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 〈候補者→契約業者等〉	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【別記様式第10号（その2）】	給油伝票の写し
⑦	請求書類の提出 〈契約業者等→町長〉	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【別記様式第13号（その1）】 請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・燃料代）【別記様式第13号（その3）】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払い 〈町長→契約業者等〉		

注1 供託物が没収される候補者の費用については、契約業者等はむかわ町長に請求することができません。（当該費用は候補者に請求を行ってください。）

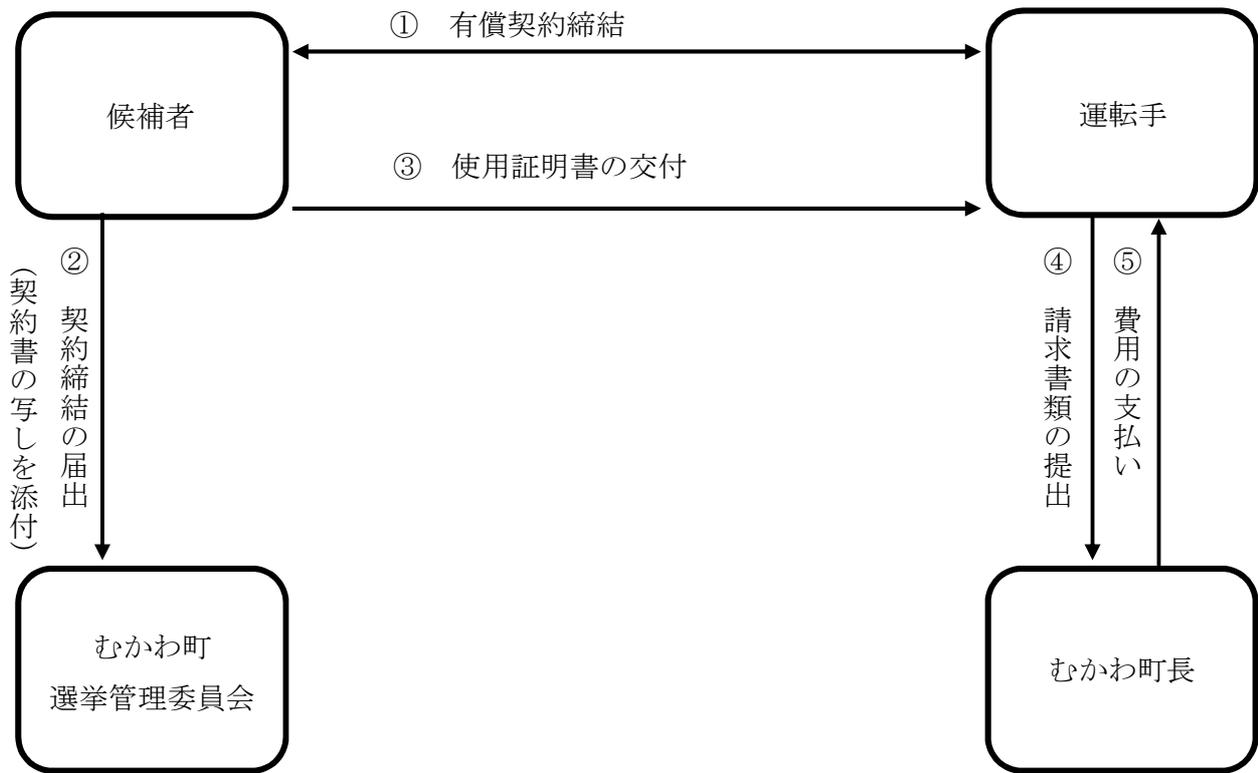
注2 むかわ町長に対する⑦請求書類の提出は、むかわ町選挙管理委員会で受付します。

②-3 運転手雇用の契約

ア 選挙管理委員会へ提出が必要な書類等

提出 時期	様式名	チェック欄
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書 【別記様式第1号】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【別記様式第10号（その3）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【別記様式第13号（その1）】	
	請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・運転手） 【別記様式第13号（その4）】	

選挙運動用自動車の使用費用（運転手の雇用契約）



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 〈候補者と運転手〉	選挙運動用自動車賃貸借契約書	
②	①の契約締結の届出 〈候補者→町選管〉	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【別記様式第1号】	①の契約書の写し
③	使用証明書の交付 〈候補者→運転手〉	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【別記様式第10号（その3）】	
④	請求書類の提出 〈運転手→町長〉	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【別記様式第13号（その1）】 請求内訳書 【別記様式第13号（その4）】	③の使用証明書
⑤	経費の支払い 〈町長→運転手〉		

注1 供託物が没収される候補者の費用については、運転手はむかわ町長に請求することができません。（当該費用は候補者に請求を行ってください。）

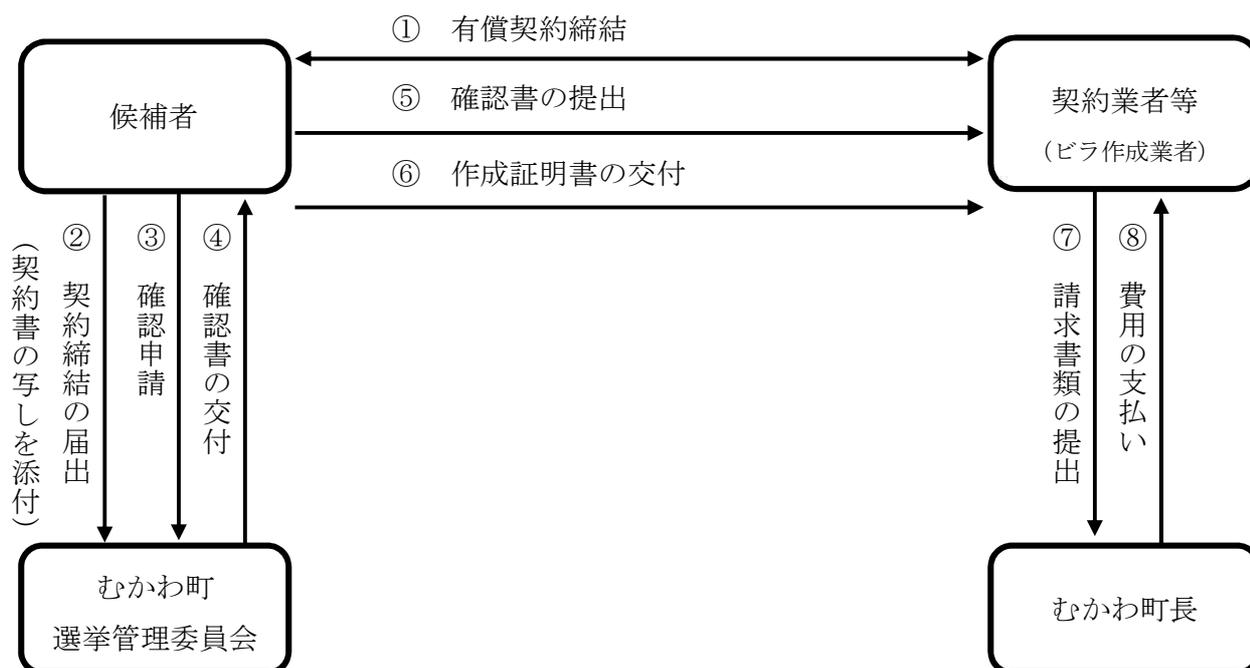
注2 むかわ町長に対する④請求書類の提出は、むかわ町選挙管理委員会で受付します。

(2) 選挙運動用ビラの作成費用

ア 選挙管理委員会へ提出が必要な書類等

提出 時期	様式名	チェック欄
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【別記様式第 2 号】	
請 求 の 前	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【別記様式第 5 号】	
請 求 の と き	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【別記様式第 8 号】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【別記様式第 11 号】	
	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【別記様式第 14 号（その 1）】	
	請求内訳書 【別記様式第 14 号（その 2）】	

選挙運動用ビラの作成費用



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 〈候補者と契約業者等〉	選挙運動用ビラ作成契約書	
②	①の契約締結の届出 〈候補者→町選管〉	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【別記様式第2号】	①の契約書の写し 仕様が記載された 書面
③	確認申請書の提出 〈候補者→町選管〉	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【別記様式第5号】	
④	確認書の交付 〈町選管→候補者〉	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【別記様式第8号】	
⑤	確認書の提出 〈候補者→契約業者等〉	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 〈候補者→契約業者等〉	選挙運動用ビラ作成証明書 【別記様式第11号】	
⑦	請求書類の提出 〈契約業者等→町長〉	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【別記様式第14号（その1）】 請求内訳書 【別記様式第14号（その2）】	④の確認書 ⑥の作成証明書 作成したビラの見 本
⑧	経費の支払い 〈町長→契約業者等〉		

注1 供託物が没収される候補者の費用については、契約業者等はむかわ町長に請求することができません。（当該費用は候補者に請求を行ってください。）

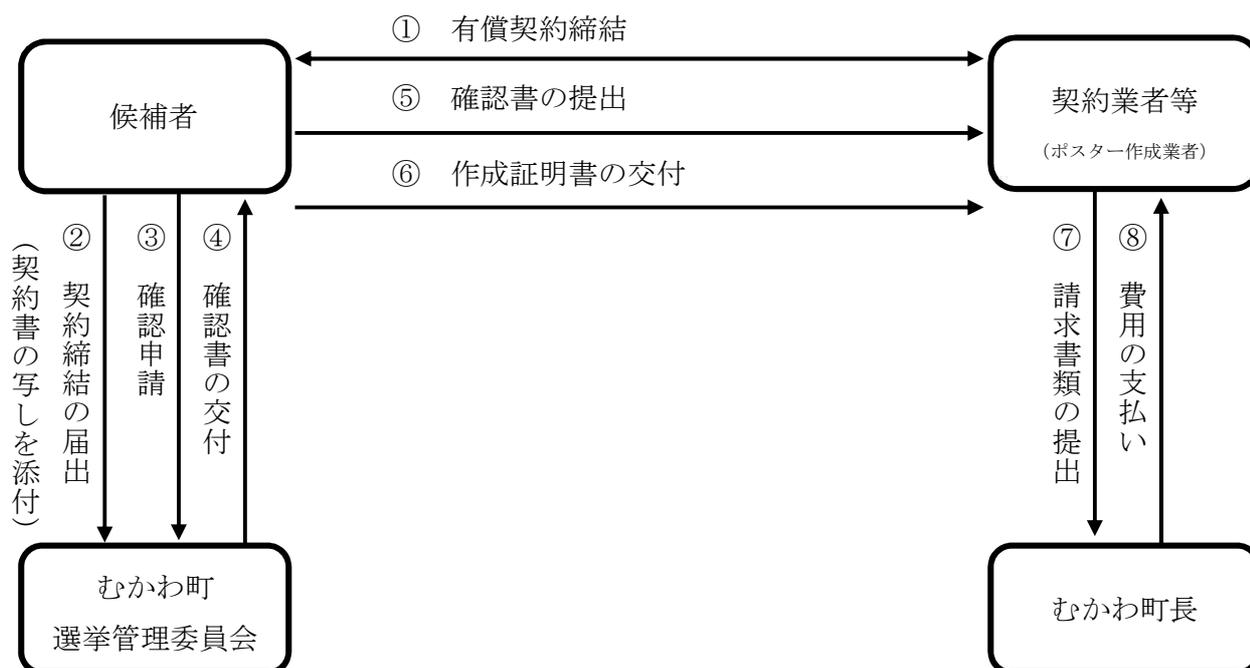
注2 むかわ町長に対する⑦請求書類の提出は、むかわ町選挙管理委員会で受付します。

(3) 選挙運動用ポスターの作成費用

ア 選挙管理委員会へ提出が必要な書類等

提出 時期	様式名	チェック欄
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【別記様式第3号】	
請 求 の 前	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【別記様式第6号】	
請 求 の と き	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【別記様式第9号】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【別記様式第12号】	
	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【別記様式第15号（その1）】	
	請求内訳書 【別記様式第15号（その2）】	

選挙運動用ポスターの作成費用



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 〈候補者と契約業者等〉	選挙運動用ポスター作成契約書	
②	①の契約締結の届出 〈候補者→町選管〉	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【別記様式第3号】	①の契約書の写し 仕様が記載された 書面
③	確認申請書の提出 〈候補者→町選管〉	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【別記様式第6号】	
④	確認書の交付 〈町選管→候補者〉	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【別記様式第9号】	
⑤	確認書の提出 〈候補者→契約業者等〉	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 〈候補者→契約業者等〉	選挙運動用ポスター作成証明書 【別記様式第12号】	
⑦	請求書類の提出 〈契約業者等→町長〉	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【別記様式第15号（その1）】 請求内訳書 【別記様式第15号（その2）】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払い 〈町長→契約業者等〉		

注1 供託物が没収される候補者の費用については、契約業者等はむかわ町長に請求することができません。（当該費用は候補者に請求を行ってください。）

注2 むかわ町長に対する⑦請求書類の提出は、むかわ町選挙管理委員会で受付します。